

# (案)

## 嬉野市水資源保全条例

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、本市における水資源が、市民共通の貴重な財産であり、市民の福祉の増進に沿うように利用されるべき資源であるとの観点から、市、市民、事業者等が協働してその保全に努めることにより、限りある水資源の保全を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### (基本理念)

第2条 本市は、緑豊かな山々に囲まれたまちで、その中心を有明海へつながる塩田川が清らかに流れ、いつの時代でも人々にやすらぎと豊かな実りをもたらしてきた。この大切な財産である塩田川は、山々からの滴る水で育まれており、これを守り次世代へつないでいくことが最も重要である。そのため、このような水資源が市民生活にとって欠くことのできない市民共通の貴重な財産であり、市民の健康的で快適な生活環境を確保し、広く市民の福祉の増進が発揮できるよう市、市民、事業者等が協働してその有効な利用に努め、かつ、未来にわたり保全していかなければならない。

#### (定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水資源 本市に存在する事業用又は生活の用の資源となる湧水、地下水等をいう。
- (2) 地下水 水資源のうち、井戸により採取する水(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉、鉱業法(昭和25年法律第289号)第3条第1項に規定する可燃性天然ガスを溶存する地下水並びに河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項及び第100条第1項に規定する河川の流水であることが明らかなものを除く。)をいう。
- (3) 井戸 掘削し、又は動力を用いて地下水を採取する施設をいう。
- (4) 市民 本市に住所を有する者をいう。
- (5) 市民等 市民及び市内に滞在する者並びに市内に所在する土地、建物、事業所等の所有者及び管理者をいう。
- (6) 事業者 市内において、営利等を目的として事業を行う個人、法人又は団体をいう。
- (7) 採取者 市内において湧水又は地下水の採取を行うものをいう。
- (8) 対象事業 次に掲げる事業をいう。

ア 砕石業(岩石の採取を行う場所で当該岩石の採取に付随して行う岩石の破碎及

び破碎した岩石の洗浄を行う事業をいう。)

イ 砂利採取業（砂利（砂及び玉石を含む。）の採取（洗浄を含む。）を行う事業をいう。)

ウ 産業廃棄物処理業（産業廃棄物を処分する事業（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の許可を要しない施設において行う事業で、排水を伴わないもの又は公共下水道を使用するものを除く。）をいう。

エ レジャー施設等

(9) 既設対象事業場 対象事業を行う工場その他事業場のうち、管理者が水源保護地域を指定した日において既に設置されている工場その他事業場をいう。

(10) 規制対象事業場 対象事業を行う工場その他事業場のうち、水道に係る水質を汚濁し、又は汚濁するおそれのある工場その他事業場で、第9条第3項の規定により規制対象事業場と認定されたものをいう。

(市の責務)

第4条 市は、水資源の適正な保全に資するため、総合的な施策を講じなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、水資源が貴重なものであることを認識し、節水、緑地の保全等により自ら水資源の保全に努めるとともに、市が行う水資源の保全に係る施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、水資源が貴重なものであることを認識し、事業活動に際しては、水資源の保全のために必要な措置を講ずるとともに、市が行う水資源の保全に係る施策に協力しなければならない。

(採取者の責務)

第7条 採取者は、採取量の縮減に努めるとともに、水源かん養等自ら水資源の保全のために必要な措置を講ずるとともに、市が行う水資源の保全に係る施策に協力しなければならない。

(水資源保全地域の指定等)

第8条 市長は、水資源の保全に資するため、水資源保全地域を指定することができる。

2 市長は、水資源保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ嬉野市環境審議会（以下「審議会」という）の意見を聞かなければならない。

3 市長は第1項の規定により、水資源保全地域の指定をしたときには、その旨を告示する

ものとする。

4 前2項の規定は、水資源保全地域の指定の変更又は解除について準用する。

(事前の協議及び処置等)

第9条 水資源保全地域において対象事業を行おうとする者又は既設対象事業場の施設の構造若しくは規模の変更若しくは事業の範囲の変更（以下「対象事業場の変更」という。）を行おうとする者（以下「事業者」という。）は、あらかじめ市長に協議するとともに、関係地域の住民に対し、当該対象事業の計画及び内容を周知させるため、説明会の開催その他の措置をとらなければならない。

2 市長は、事業者が前項の規定による協議をせず、又は同項の措置をとらず、若しくはとる見込みがないと認められるときは、当該事業者に対し、期限を定めて当該協議をし、又は当該処置をとるよう勧告するものとする。

3 市長は、第1項の規定による協議の申出があった場合において、審議会の意見を聴き、規制対象事業場と認定したときは、事業者に対し、その旨を速やかに通知するものとする。

(協定の締結)

第10条 前条第3項の規定により規制対象事業者と認定された事業者は、対象事業場の設置又は創業の前に、市長と水資源の保全に係る協定（以下「協定」という。）を締結しなければならない。

2 前項の規定は、対象事業場の変更を行うものについて準用する。

(建設工事の着手の禁止)

第11条 規制対象事業者は、協定を締結するまで対象事業又は対象事業場の変更に係る工事（以下「建設工事」という。）に着手してはならない。

(利害関係者の意見陳述)

第12条 対象事業を営むもの、土地の所有者その他の水源保護地域指定に関し利害関係を有するもの（以下「利害関係者」という。）は、審議会において関係資料を提出し、意見を述べることができる。

2 審議会は、利害関係者が多数のときは、意見陳述に代えて書面の提出を求めることができる。

(協議事項の変更)

第13条 第9条第1項の規定による協議をしたものは、その協議に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長に届けなければならない。

2 市長は、前項の場合において必要と認めるときには、第9条第1項の規定する説明会の開催を求めることができる。

(水質目標値の尊重及び報告義務)

第14条 第10条に規定する協定を締結した事業者は、規則で定める水質検査を実施し、水質目標値を尊重するとともに市長に報告しなければならない。

(立入検査)

第15条 市長は、水資源保全地域における水質の保護のために必要な限度において、その職員又は市長の指定する者をして水源保全地域内の規制対象事業場に立ち入り、水道に係る水質の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をするものは、その身分を示す証明書を携帯し、利害関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(継承)

第16条 既設か否かを問わず、規制対象事業場を譲り受け、借り受け、若しくは相続したもの又は、合併後存続する法人若しくは、合併により設立した法人その他の団体は、当該対象事業場に係る事前協議を提出したものの地位を継承する。

2 前項の規定により地位を継承したものは、その継承があった日から起算して30日以内に市長にその旨を届けなければならない。

(指導)

第17条 市長は水資源保全地域において対象事業を行うものに対し、水資源の適正な保全に係る事項について、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第18条 市長は、次の各号に該当する者に対して、改善勧告をすることができる。

- (1) 第10条の協定を締結しなかったもの
- (2) 第13条の届出がないもの
- (3) 第14条の報告を怠ったもの及び虚偽の報告をしたもの
- (4) 第15条第1項の立入検査を拒んだもの
- (5) 第16条の第2項の届出を怠ったもの
- (6) 前条の指導に従わなかったもの

(事実の公表)

第19条 市長は、第9条第2項及び前条の規定による改善勧告に従わないものを公表す

ることができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この条例は令和 年 月 日から施行する。